

番号 : 160935
国名 : エクアドル
担当 : 地球環境部防災グループ防災第二チーム
案件名 : 災害に強い街づくりプロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年1月上旬から2017年2月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 0.93M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 28日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月14日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれ
も提出期限時刻必着)

※提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ
>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本
格導入について」(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) ご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいて
も受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出
者の契約交渉順位を決定し、2016 年 12 月 27 日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 8 点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2 点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 45 点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9 点
 - ③語学力 18 点
 - ④その他学位、資格等 18 点
- (計 100 点)

類似業務	評価分析に関わる各種調査
対象国／類似地域	エクアドル／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : なし
- (2) 必要予防接種 : なし

6. 業務の背景

エクアドル共和国（以下、「エクアドル」）は環太平洋地震帯に位置する地震・津波多発国であり、1906年及び1979年にコロンビア国境付近で発生した地震と津波で被害が発生している（1979年の地震の死者は約600人、津波の被害は被災者1500名、死者30名規模）。ナスカプレートの沈み込みによる海溝型の地震では、地震発生から津波到達まで数十分以内で避難が必要とされており、近い将来起こり得る津波への対応として地震観測・津波解析技術の向上が必要である。

上記について、JICAは、2014年～2017年に国立理工科大学地球物理学研究所（Geographical Institute, National Polytechnic University 以下、「IGEPN」）、海洋学研究所（Oceanography Institute 以下、「INOCAR」）、国家危機管理庁（Secretaría de Gestión de Riesgos 以下、「SGR」）を実施機関として、「津波を伴う地震のモニタリング能力向上プロジェクト」（以下「津波プロジェクト」）の実施、また、エクアドル国別研修「津波災害管理コミュニティ能力強化」を、エクアドル国内9市を対象とし本邦研修を実施しており、実施地震観測・津波解析技術の向上に資する支援を行っている。

直近の2016年4月16日には、マナビ県北部を震源とするM7.8（米国地質研究所発表）の地震（ナスカプレートと太平洋プレートの境目で発生した表層的な地殻変動運動によるもの）が発生し、死者600人超、避難者約3万人、住宅・学校等多数の建物において甚大な被害が発生した。

JICAは同年6月に運営調査団を派遣し、被害状況の調査、関係機関へのヒアリング等を実施した。その結果、地震の被害原因是、防災計画の策定がなされていない又は不十分な自治体があること、建築規制の適正な運用が図られていないこと等が課題として挙げられた。

このような状況において、同年、都市開発住宅省（El Ministerio de Desarrollo Urbana y Vivienda 以下、「MIDUVI」）及びSGRの連名で、「災害に強い街づくりプロジェクト」（以下、「本事業」）の技術協力プロジェクトが要請された。

今回実施する詳細計画策定調査は、本業務従事者とは別途派遣される予定の防災計画分野と建築制度分野の団員とともに、関連情報を収集・分析及び課題の整理をした上で、それらに基づき別途派遣されるJICA職員とともに本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み・手続きを十分に理解した上で、他の団員と協力・調整しつつ、担当分野に関わる協力計画策定のための必要な以下の調査を行う。また、他の団員と協力・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2017年1月上旬）

- ① 要請書等から要請背景及び内容を把握する。
- ② 当該分野に係る既存の文献・法令・制度、2016年4月の地震被害の情報、関連報告書等（「津波をともなる地震のモニタリング能力向上プロジェクト」詳細計画策定結果報告、直営団員による運営指導調査報告書等）並びにHFAプログレスレポート（<http://www.preventionweb.net/english/hyogo/progress/>）、エクアドルの防災機関の体制や既存の国家・地方の防災計画等調査に必要な当該国情報の収集・分析・内容把握を行う。また、JICAの類似案件の成果、課題、教訓（事後評価、指標に関する情報収集・整理を含む）を把握・整理する。その際、別途JICAにて契約する通訳と協力し、必要な資料の翻訳を行う。
- ③ 上記をもとに現地調査で相手国関係機関等（MIDUVI、SGR、被災自治体州・市、他ドナー等）から情報収集すべき内容を検討し、調査事項を整理する。主な他ドナーとしては、UNDP、GIZ（ドイツ国際協力公社）、CAF（アンデス開発公社）などが挙げられる。

- ④ 相手国関係機関等への質問票（案、和文・英文）を作成する。その際、別途派遣される防災計画分野と建築制度分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整する。
- ⑤ プロジェクトの PDM(Project Design Matrix) 素案(和文・英文)、PO(Plan of Operation) 素案（和文・英文）及び事業事前評価表素案（和文）を検討する。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2017年1月中旬～2月上旬）

- ① JICA エクアドル支所等との打合せを行う。
- ② 事前に相手国関係機関等へ配布した質問票の回収・分析、相手国関係機関等との協議・ヒアリング及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの担当分野に関する協力計画策定及び事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析、課題の整理を行う。
- ③ 他団員と協力し、各ヒアリングの議事録作成及び担当分野に係る情報・資料を収集し、現況を把握し、整理・分析する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。なお、調査項目が防災計画分野、建築制度分野の団員と重複する場合、役割分担し重複しないよう調整すること。

【共通】

- ア) 要請背景・要請内容
- イ) 2016年4月の地震被害の状況と現在の復旧・復興状況
- ウ) エクアドルの防災分野の政策・上位計画と当プロジェクトの位置づけ
- エ) 実施機関である MIDUVI、SGR の組織体制、人員、予算、法令上の役割と権限。防災に関する政府・中央防災機関と地方自治体との役割分担、法令上の規定
- オ) 当該分野に係る実施機関の過去の調査・研究実績
- カ) 基本統計情報、既存資料、関連法令情報等
- キ) JICA の他関連プロジェクト及び他ドナーの関連分野における援助動向との連携可能性の検討
- ク) 我が国の防災分野における協力効果の発現状況
- ケ) プロジェクト実施に係る先方負担事項

【担当分野】

- コ) 事前評価案を作成するにあたり必要となる本案件に関する成果指標の所在、ターゲット層に関する各種基礎データ（人口センサス等）
- シ) プロジェクト実施にあたり、リスクとなる事象に関連する情報
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、機材供与等 R/D 記載事項）を検討する。また、他の調査団員と協力し、被災自治体又は被災がなかった自治体のうち、本プロジェクトのパイロット事業として実施対象とすべき候補自治体の検討において担当分野の観点から助言を行う。
- ⑤ 調査結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえたうえで、PDM、PO(和文・英文)、及び M/M 案（英文）と R/D 案（英文）の作成に協力する。
- ⑥ 他の調査団員と共に、現地調査結果に基づき相手国要請機関とプロジェクトの大枠について基本的な合意を得る。
- ⑦ 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ⑧ 現地調査結果の JICA エクアドル支所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2017年2月中旬～2月下旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。
- ④ 別途 JICA にて契約する通訳と協力し、必要な資料の翻訳を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
なお、本契約における成果品は（1）～（2）とし、電子データをもって提出することとする。
(1) 事前評価表（案）（和文）
(2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参考照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。

航空経路は、成田/羽田⇒米国⇒エクアドル（キト）を標準とします。

なお、国内被災地視察及び被災自治体等との協議のためのエクアドル国内移動に係る航空券は現地にて支給します。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年1月16日～2017年2月12日を予定しています。

現地調査については、本業務従事者と同期間に別途派遣される防災計画分野、建築制度分野の団員による調査となります。また、本業務従事者は、JICA職員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 防災計画（コンサルタント）
- エ) 建築制度（コンサルタント）
- オ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAエクアドル支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上

日本語⇒西語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

（2）参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部防災グループ防災第二チーム (TEL:03-5226-9572) で配布します。

- ・ 要請書
- ・ エクアドル国防災分野（地震被害）運営指導調査報告書（2016年7月）
- ・ 「津波をともなう地震のモニタリング能力向上プロジェクト」事前評価表（2013年）

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAエクアドル支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るように留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
また、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録して下さい。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防災ガイドンス（2014年10月）」
(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上